

平成22年10月23日

後援会総会資料

東京工芸大学後援会会則の一部変更（案）に関する件

1. 変更の事由

平成22年7月1日付大学事務局の事務組織改編に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 変更の時期

平成22年10月23日（後援会総会承認日）

3. 変更に係る新旧対照表

新	旧
第1条～第6条（略） （事務局）	第1条～第6条（略） （事務局）
第7条 本会の業務及び会計を処理するために事務局を置き、その任務を <u>大学事務局厚木キャンパス及び中野キャンパス（以下「両キャンパス」という。）</u> 事務部庶務課に委託する。	第7条 本会の業務及び会計を処理するために事務局を置き、その任務を <u>大学庶務課</u> に委託する。
第8条～第9条（略） （役員を選出）	第8条～第9条（略） （役員を選出）
第10条 会長及び副会長は、役員会において正会員の中から互選により選出し、総会において承認を得るものとする。	第10条 会長 <u>および</u> 副会長は、役員会において正会員の中から互選により選出し、総会において承認を得るものとする。
2 正会員の常任委員は、各学年・各学科の正会員の中から各1名を選出するものとし、特別会員の常任委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。	2 正会員の常任委員は、各学年・各学科の正会員の中から各1名を選出するものとし、特別会員の常任委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
（1）工学部及び芸術学部（以下「両学部」という。）学部長	（1）工学部及び芸術学部（以下「両学部」という。） <u>の</u> 学部長、学生部長及び教務部長 （第1号から分離）
（2） <u>両学部</u> 教務部長	（第1号から分離）
（3） <u>両学部</u> 学生部長	（2）中央図書館長及び中野図書館長
（4）中央図書館長及び中野図書館長	（3） <u>両学部</u> の各学科主任（基礎教育研究センター主任及び基礎教育主任を含む。）
（5） <u>両学部</u> 各学科主任（基礎教育研究センター主任及び基礎教育主任を含む。）	（4）大学事務局長、 <u>厚木キャンパス及び中野キャンパス（以下「両キャンパス」という。）</u> の事務部長、庶務課長、教務課長及び学生課長 （第4号から分離）
（6）大学事務局長	
（7） <u>両キャンパス</u> 事務部長	

<p><u>(8) 教育研究推進部長</u></p> <p><u>(9) 学事部長</u></p> <p><u>(10) 両キャンパス事務部庶務課長</u></p> <p><u>(11) 両キャンパス事務部学務課長</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(執行委員会)</p> <p>第14条 役員会の円滑な運用を図るために執行委員会を置き、会長、副会長及び次の各号に掲げる役員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 両キャンパス事務部庶務課長及び学務課長</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成22年10月23日から施行する。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(第4号から分離)</p> <p>(第4号から分離)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(執行委員会)</p> <p>第14条 役員会の円滑な運用を図るために執行委員会を置き、会長、副会長及び次の各号に掲げる役員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 両キャンパス事務部の庶務課長及び学生課長</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(附則の追加)</p>
---	--